

平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス

代表者名 代表取締役社長 内山文治

(コード番号：6059)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 山本武博

(TEL. 093-551-0002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 社外取締役及び社外監査役として適任な人材を広く招聘できる環境を整え、かつその職責や求められる役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約の締結を可能とするための規定を新設するものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、現行定款の条数の変更を行うものであります

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上

別紙

変更部分を下線で示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 29 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 1 条～第 29 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（社外取締役の責任限定契約）</u></p> <p><u>第 30 条 当社は社外取締役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 30 条～第 38 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 31 条～第 39 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（社外監査役の責任限定契約）</u></p> <p><u>第 40 条 当社は社外監査役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 39 条～第 47 条（条文省略）</p>	<p>第 41 条～第 49 条（現行どおり）</p>